

## 国際大会及び海外合宿等への日本選手派遣規則

### (趣旨)

第1条 本規則は、社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」という)が、各種国際大会及び海外での強化合宿等に選手、コーチ、関係者を派遣する事項について定める。

### (派遣の権利)

第2条 派遣の可否および対象者(選手、帯同コーチ、役員等)については、第3条以下の条項に基づき本連盟がすべての決定を行う。

2. 国際体操連盟(以下「FIG」という)主催の各種国際大会等への派遣については、日本体操協会(以下「JGA」という)と本連盟が協力して行う。

### (派遣の基準)

第3条 本規則の対象となる国際大会等の派遣基準は次の通りとする。

(1) 本連盟主催「世界エアロビック選手権大会」

・原則として、前年度の「全日本エアロビック選手権」一般の部の各部門2位以内、ユースの部の各部門1位(AG1, AG2 男子シングル部門については2位以内)、および「JOC ジュニアオリンピックカップ全国大会」各部門1位を対象とする。

(2) FIG 主催「世界年齢別エアロビック選手権大会」

・原則として前年度の「全日本エアロビック選手権」各部門1位(AG1, 2 男子シングル部門は2位以内)、または「JOC ジュニアオリンピックカップ全国大会」各部門1位を対象とする。

(3) FIG 主催「世界エアロビック選手権大会」

・原則として前年度の「全日本エアロビック選手権」各部門2位以内を対象とする。

(4) FIG 主催 World Cup Series(本連盟主催「世界エアロビック選手権大会」は除く)

・原則として前年度の「全日本エアロビック選手権」各部門2位以内を対象とする。

なお、ユース選手については、当面の間派遣しない。

(5) その他国際大会(アジア選手権大会・インドアゲームズ等)

・原則として本連盟の定める「特別強化指定選手(エリート)」「強化指定選手」を対象とする。

(6) ユニバーシアード競技大会

・別途協議の上、本連盟が決定する。

(7) 海外で開催される強化合宿

・原則として本連盟の定める「特別強化指定選手(エリート)」を対象とする。

(8) その他

・前項(1)(2)(3)に派遣する選手は、原則として「全日本エアロビック選手権都道府県大会」出場を免除する。

・前項(1)(2)(3)(4)(5)の各大会の派遣について、国内大会での出場選手/組数の不足により、公式記録とならない部門においては、別途協議の上派遣を決定する。

・本連盟が国内で実施していない部門については、当面の間派遣しない。

・本連盟が主催する「全日本エアロビック選手権大会(都道府県大会・地区大会を含む)」および「世界エアロビック選手権大会」と開催日程が重なるFIG主催 World Cup Series、海外合宿等への派遣は原則として行わない。

(派遣の条件)

第4条 派遣者は、次の条件について了承する。

- (1) 派遣選手は本連盟および JGA、FIG の登録選手であり、選手登録規則並びに第6条「行動規範」に違反していないこと。
- (2) 派遣選手が、出発時において満20才未満の場合、原則として選手1名または1組につき、第5条2項に定める帯同コーチまたは保護者1名が同行すること。
- (3) FIG主催 World Cup Seriesへの派遣については、当面の間、派遣審判員の航空運賃を参加選手間で均等に負担すること。派遣する審判員がいない場合は、派遣を取りやめるか、主催者から課せられる課徴金を参加選手間で均等に負担するかを、本連盟と選手の話し合いにより決定する。
- (4) 自己の責任において派遣期間すべてを補償する疾病・傷害を補填する海外旅行傷害保険に加入すること。派遣期間中のいかなる疾病・怪我・事故・盗難等について、本連盟は一切責任を負わないものとする。
- (5) 派遣選手は、帰国後直ちに競技結果を本連盟に報告すること。
- (6) 戦争やテロなど不測の事態が発生し、既に支払い済みの費用等において回収不可能な場合は、派遣者の負担となることを了承する。

(帯同者の派遣)

第5条 派遣選手の帯同コーチ又は保護者等が同行する場合は、本連盟に事前に届け出るものとし、派遣は本連盟が決定し、派遣手続きを行う。ただし、帯同コーチ/役員としての派遣の可否は、各大会の規定にもとづき、原則として以下の優先順位で行う。

- a. 当該派遣に最も多く選手を擁する JAF 登録クラブのコーチ
- b. 当該派遣に最も多く選手を擁するクラブのコーチ
- c. 上位選手のコーチでかつ JAF 登録クラブのコーチ

※同位の場合は、「全日本エアロビック選手権」上位選手のコーチを優先する。

2. 帯同コーチは、原則として公認エアロビック上級コーチまたは JAF 認定テクニカル・アドバイザー(TA)の資格を有するもの(但し、20才以上)とする。

(派遣選手の行動規範)

第6条 派遣選手は、次の規範に従って行動しなければならない。なお、帯同コーチ、役員等関係者は、この指導に務めなければならない。

- (1) 競技規則を守り、スポーツマンシップに則って競技する。
- (2) 常に日本の代表としての誇りを持ち、日本代表としての義務を遂行するとともに、日常の心身の管理に努める。
- (3) 社会の一員として責任ある態度と行動をとる。
- (4) いかなる宗教、人種、国籍、民族等の違いを尊重し、差別行為を行わない。
- (5) 主催者、支援者に対し常に敬意をもって接する。
- (6) ドーピングに関して正しい知識を持ち、ドーピングを行わない。

(派遣の費用)

第7条 派遣選手、帯同コーチ等の費用は、原則として個人負担とする。ただし、理事長が必要と認めた場合、費用の一部を本連盟が負担できるものとする。

(派遣の手数料)

第8条 派遣選手ならびに帯同者の派遣手続きに係わる手数料の負担は、次の通りとする。

- (1) 派遣選手、帯同コーチおよび役員については、本連盟が負担する。
- (2) 家族等同行者の派遣については、一人5,000円の手数料を本連盟に支払うものとする。

(協議事項)

第9条 本規則に明記されていない事項については、別途協議の上、本連盟が決定する。

(規則の改正)

第10条 本規則の改正は、本連盟の理事会の承認を得るものとする。

(付則)

第11条 本規則は、平成15年1月1日から施行する。

2. 平成17年4月1日改訂
3. 平成21年4月1日改訂
4. 平成22年9月1日改訂